

# 第9回環境社会配慮審査会

日時 平成 22年1月18日(月) 15:00~16:00

場所 JICA本部 229 テレビ会議室

## 出席委員 (敬称省略)

委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	一般社団法人あいあいネット・専務理事 (いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学㈱代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部教授
委員	日比 保史	コンサベーション・インターナショナル日本プログラム代表
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント
委員	米田 政明	(財)自然環境研究センター研究主任 九州大学大学院客員教授

## 欠席委員

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	小林 正興	個人
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授

## 事務局

### 事務局

杉本 聡 独立行政法人国際協力機構  
審査部 環境社会配慮審査第一課長

加来 智子 独立行政法人国際協力機構  
審査部 環境社会配慮審査第一課

委員・事務局以外の発言者

落合 直之 独立行政法人国際協力機構  
東南アジア第一・大洋州部 東南アジア第三課長

北川 由紀 独立行政法人国際協力機構  
東南アジア第一・大洋州部 東南アジア第三課 副調査役

小林 千晃 独立行政法人国際協力機構  
地球環境部 水資源・防災グループ 防災第一課

松本 良治 株式会社建設技研インターナショナル 会長

鈴木 和人 株式会社建設技研インターナショナル 防災部次長

今井 秀樹 日本工営株式会社 環境技術部

午後3時03分開会

村山委員長 それでは、時間になりましたので、第9回の審査会を始めさせていただきます。  
最初に、ちょっと順番を変えて、今後の予定について少しご説明と、それからご相談をしたい  
と思いますので、まず事務局のほうからお話しただければと思います。

杉本課長 審査部の杉本でございます。本年もよろしく願いいたします。

予定ということで、今回はこのお手元の紙にございますとおり、ラオス、ウガンダにつきま  
しては、それぞれ答申案の協議をさせていただくのですが、少し先の予定になってしまいます  
けれども、3月は8日と29日、この2回を定例の審査会ということで予定させていただいてお  
ります。但し、年度末ということもございまして、3月29日に既に今、3時 - 6時20分で案件  
が3件入っておりますところ、もう1件、日程調整をお願いしたい案件が入ってしまいまして、  
このご対応につき相談させていただければと思っております。

1案としましては、この3時より前の時間、もしくは6時20分より少し後の時間ということ  
で、案件の説明を、1時間入れさせていただくか、もしくは一回過去ありましたように、Aグ  
ループ、Bグループということで分けさせていただいて、時間としましてはこの3時 - 6時20  
分の中におさめるという対応があるかと思っておりますが。委員の皆様のご都合もお伺いした

上で、どちらに対応させていただくか決めたいと思っており、ご都合等々お伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。先の話で大変恐縮ですが。村山委員長 形式上は、協議と報告は審査会の中で行われますので、記録がとられます。説明会は審査会外で行われますので、記録はないということですね。

ですから、一つの案としては、審査会を行う前に説明会を1時間開いていただいて、その後、審査会として協議と報告を行うという形があり得るかと思いますが、そうすると説明会にご出席いただく委員の方には、2時ぐらいに来ていただくということになるんですけども、いかがでしょうか。

もしよろしければ、そういう形で、時期的にも大学の先生方は多分時間的には余裕があると思うんですが、ほかの方々いかがかというところがありますけれども、よろしいですか。

では、2時からスタートさせていただくということをお願いいたします。

杉本課長 では、3月29日はそのような形で、またご案内を送付させていただきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

田中委員 3月の前半の8日の日程はどんなふうになりますでしょうか。

杉本課長 今のところ、8日は2件予定しておりますので、通常の時間の範囲内におさまるかと思っております。

村山委員長 今後の予定について、何かご質問ありましたら申し上げます。

よろしいですか。

それでは、予定についてはそのような形で進めさせていただきます。

議題の1番に戻って、今日は報告1件ということですが、フィリピンの防災セクターローンの協力準備調査のDFRの報告ということです。

それでは、まずご報告をいただいて、ディスカッションという形をとらせていただければと思います。よろしく申し上げます。

杉本課長 説明に入らせていただく前に、この案件の経緯でございますが、前回の会合でも、若干触れさせていただきましたとおり、当初、カテゴリ-Bの、有償案件を念頭に調査をやっておりましたけれども、調査途中で、主に住民移転の関係からカテゴリ-Aにならざるを得ないということが、主に調査後半に判明しましたので、今回のこの調査、ほぼドラフトファイナルレポートということで終盤に近づいてきておりますが、今後どのような対応をとっていくかということを中心に今日は説明させていただこうと思っております。

では、よろしく申し上げます。

小林 本日発表させていただきます、JICA地球環境部防災第1課の小林でございます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

では、我々地球環境部のほうから、本日、フィリピン国防災セクターローン協力準備調査というものの環境審査会付議という形で報告のほうをさせていただきたいと思えます。

ちょっと画面のほうを切りかえたほうがよろしいようです。もし可能でしたら、画面を真ん中のほうに切りかえ可能でしょうか。

それでは、画面と、あとはお手元の資料をもとに説明のほうをさせていただきます。パソコン操作の関係で着席させていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、私小林から本日お話をさせていただきたいのは、環境社会配慮審査に関係する部分といたしまして、まず本件の概要、そして、本プロジェクトの対象となる事業計画地、及び環境社会配慮で検討を行うに当たり、代替案の検討、影響項目及びスコーピング案、緩和策、そして今後のモニタリング計画、及び今後の調査概要、以上7点につきましてご報告申し上げたいと思っております。

まず、本件の調査概要でございますけれども、本年2008年度の我々の開発調査事業におきまして、全国洪水リスク評価及び特定地域洪水被害軽減計画調査と非常に長い名前でございますけれども、こちらの調査を実施をしまして、この調査、具体的に申し上げますと、フィリピンの中でどの河川が洪水のリスクが高く、どこに洪水対策を行っていけばよいのかといったランクづけをしたのがこちらの調査でございます。こちらの開発調査の結果をもとにしまして、こちらの防災セクターローン協力準備調査のほう動き始めているという経緯が一つございます。

この防災セクターローン協力準備調査の中で実施してきたことが、大きく分けて2つに分類ができて、まず1点目が、上記の開発調査この結果を受けて、特に優先度が高い3河川につきまして、我々のほうでこれからプロジェクトを形成していくに当たり、事業化調査を実施するものです。調査の結果は、ODAの1スキームでございます有償資金協力のスキームを利用しまして、主に河川の改修を行っていくことを計画しております。

この事業化調査以外の大きな2つのコンポーネントが、災害時の復旧、復興資金を確保、運営していくための防災基金の設立及び運営、そして、今後、技術的な支援を行っていくに当たり、例えば災害対策制度または制度の構築、政策面にどういった点でこれから必要性が認められるのかといった点も調査をし、今後の支援の方向性について提言をしていくものです。

本調査のアウトプットとしまして、冒頭で申し上げたとおり、有償資金協力が想定されているといったことが今回の調査の簡単な概要でございます。

調査の目的としまして、今回の環境社会配慮審査会で関係してくる部分は、大きく分けて、ここに挙げる5点のうち2点でございます。まず、ご報告申し上げる事業概要及び環境社会配慮の検討事項につきまして、本日(2)、(3)の部分でご報告申し上げたいと思います。

特に、具体的な部分につきましてご説明をしますと、先ほど申し上げた対象河川の選定、全部で3河川でございます。後ほど地図をお見せしますが、ルソン島に位置しますカガヤン川、そしてミンダナオ島に位置するタゴロアン川、そしてネグロス島に位置するイログ・ヒラバンガン川、この3河川を対象河川として選定し、事業化調査を実施しております。このうち、黒く文字が塗りつぶされておりますイログ・ヒラバンガン川、こちらで多数の住民移転が発生するという懸念がございましたために、今回このイログ・ヒラバンガン川の事業概要について詳しくご説明をしたいと思っております。

まず、こちら、先ほど申し上げた調査の位置でございます。本日ご発表申し上げるイログ・ヒラバンガン川、こちらの星マークで位置されるところでございます。マニラからやや南東の方角にありますネグロス島というところに位置している川でございます。

簡単に案件の概要、非常に専門的な部分になってございますけれども、大きく分けて3つのコンポーネントからございます。まず1つが堤防の建設、そして2つ目が河道の掘削、そして3つ目が河道の浚渫工事、この3つのコンポーネントから成り立っているのが主でございます。ほかに、堤防の道路のかさ上げ、または排水施設の設置等、付帯するものもございます。

全事業費につきまして、現在調査の暫定の金額でございますけれども、27億ペソ、日本円にして約54億円、こちらが事業費として算定されているものでございます。

案件の概要につきまして、詳しくこちらの地図及び図のほうでご説明申し上げます。こちらが、事業対象地になるイログ・ヒラバンガン川の主に下流の部分に位置します。下流の部分のカバンカラ市、そしてイログ町、この2つが主に住民移転、またはこの環境社会配慮事項で懸念となってくる部分でございます。

最初に右側の航空写真をご覧いただくと、ピンクの部分で示されている部分が主に住宅地、町が形成されている部分でございます。川の河道の東側にカバンカラ市、そして西側のほうに主にイログ町の中心部がございます。事業計画といたしまして、河道川東側のカバンカラ市を守る形で堤防を構築していくといったことがまず一つの計画でございます。

今回の計画の主なまず一つの目的として、河川重点防御という考え方がございまして、川を上流から下流に向けてすべて堤防を設置するというのが、まず一つ、河川改修の手段としてございますけれども、それですと事業費もとてつもなく膨大になることに加えて、フィリピンで

の維持管理という点でも難しくなっています。ですので、最も経済性が高くしかも最大的な効果を得られる、都市の中心部を守るような形でカバンラン市の中心地、この周りに沿って堤防の浚渫、建設を行っていく。そして、イログ町の中心地においては、河床を浚渫することによって、河道をより確保していくという形をとって、イログ町の中心部を防御していくという考え方のもとに、この事業の調査結果とさせていただいている部分でございます。

今回、このような事業計画につきまして、先方フィリピン政府側と既に協議を行ってきている次第でございます。ただ、今回、ドラフトファイナルレポートの少し前の段階で、住民移転が多数発生するという現状がわかりまして、その現状をもとに先方と協議を行ったところ、最終的な報告といたしまして、今回この3河川のうち、3河川全てを事業対象として考えていたわけですが、イログ - ヒラバンガン川については事業対象から外すということで、現在、決着がついているという状況でございます。ですので、今回ご発表させていく川は事業対象にはなりませんけれども、ただ、調査の段階で既にこのような重大な影響があるということでございますので、報告をさせていただいているという次第でございます。

事業計画地の概要、主に自然環境、そして社会環境の面から取りまとめてございます。まず、自然環境につきまして、特に自然保護区、または大気質、水質といったさまざまな項目がございますけれども、いずれにおいても特段大きな問題がないということは現状の調査の結果でございます。

一つ一つご説明いたしますと、まず、自然保護区については、まず自然保護区が近くにないという点がございますので、ここからは特段留意の必要はないのかなと思っております。その他、付随する部分として、希少動植物に関する情報というのも現在のところ得ておりません。

大気質、水質についても、現状の環境基準こちらを下回っている状況にございまして、特段現状は問題ないという理解でございます。騒音については、現行堤防予定地の近隣にある居住区、こちらは近くに学校、特に幼稚園があるということで、特に騒音について環境基準をフィリピンの中では厳しく設定されている地域でございますので、ここが若干環境基準を上回っているといった状況です。騒音以外の項目については、おおむね現在のところ問題は認められていないという調査結果でございます。

次に、社会環境でございます。今回、事業対象となって主に影響を受ける町は2つございます。イログ町、カバンラン市、それぞれ2つございます。イログ町については、人口約4万6,000人、カバンランについては人口約15万人、この世帯数そして人口が今回の事業の裨益対象となってくるわけでございます。

土地利用、雇用収入につきましては、主に農業が主要産業となっております。農業、林業、そして、サトウキビ畑を中心とした農業がこの地域で非常に活発に行われているという部分がございます。

このような状況の中、先ほど申し上げた堤防建設、そして河川の浚渫によって町を守っていくという思想でございますけれども、この案に至るまでに幾つか代替案のほうを用意して検討をしております。

お手持ちの資料で言いますと、事前配布資料で申し上げますと、18ページに大きい図で記載をさせていただいておりますけれども、既にこちらのパワーポイントの資料にもございますとあり、全部でゼロオプション案も含めて5つの案で検討をしております。

それぞれの代替案について簡単に申し上げますと、まず代替案の1番、alternativeのAlt-1-1といった全河川改修、こちらは河川の上流部分から下流にかけて堤防で守っていくという思想でございます。イログ町については輪中堤という方策をとりまして、町の周りを嵩上げて堤防で囲っていくという手段をとることを代替案1では検討しております。

この方法が技術的に見れば、非常に理想的なものではございますけれども、また、洪水を防ぐという意味でも理想的ではございますけれども、冒頭でも申し上げたとおり、非常に事業費がかかり、また維持管理の面でも非常に手間がかかるという点から、代替案1については今回、先方との協議も踏まえて、こちらの手段はとらないということ为先方と確認しております。

代替案2と3こちらについて、まず2についてですけれども、こちらも基本思想は堤防で守るという思想がございます。堤防を守りながら、下線部の特にこちらのイログ町の周りを、こちらは堤防ではなくて輪中を使いつつ、浚渫工といった手段で同じく町を守っていくという手段をとっております。

ただ、これについても、同じく事業費が非常に多くかかってしまうこと、そしてあとは維持管理の点でも大変という点で、こちらも除外となっております。

代替案3と4につきましては、特に3の部分は堤防、そしてこちら輪中堤防という思想ではございますけれども、代替案2と1と大きな違いが、2と1に関しては上流部分から下流部分まで堤防で守るところ、思想でございますけれども、代替案3につきましては、堤防の部分を一部、町の周りに特に重点的に配置するといったような思想のもとこちらは組まれております。

上流から下流という堤防ではございませんので、事業費という面では低く抑えられる部分ではございますけれども、当初、調査団のほうではこちらの案が最有力といった形で調査を進め

ておりましたけれども、ただ1点問題となってくるのが、イログ町の中心地、こちらを輪中堤に囲むことによって、輪中堤の中にいる人たちそして外にいる人たちがどうしても堤防の形を考えると分断されてしまうといった問題が発生をしまして、先方との協議とあとは住民協議の結果、こちらを除外といった方法をとっております。

最後に代替案4、こちらを最終的に採用することになったわけでございますけれども、こちらは先ほど代替案3で申し上げた輪中堤ではなくて、河川を浚渫することによって河川を深く掘り下げて河道を確保する。この手段によって、輪中堤ではない手段でイログ町を守っていくといった方策をとっております。

上流部分のカバンカラン市の部分につきましては河川堤防、そして河川のイログ町につきましては河道の浚渫、こちらを併用して行っていくという手段、Alt-I-4の部分ですね、代替案4の手段で先方と合意をし、そしてこの手段をとるところまで決まっているものでございます。

では、この採用された4の案においてどの程度の影響が想定されるのか、スコーピングの部分でございます。主として、問題が懸念される部分としまして3つございます。

まず1点目が住民移転です。特に上流部のカバンカラン市の堤防の建設に当たりまして、最大で75軒、人数で言いますと約390人が対象となっております。

もう2点目が廃棄物、これは河川の浚渫工事によって河川の土砂を取り除くこととなりますので、その取り除いた土砂の残土処理が必要となってまいります。この点で廃棄物、95万立方メートルの残土処理が必要という点で、こちらを問題として挙げさせていただきます。

申し添えますと、事前資料のほうにも記載させていただきましたけれども、フィリピンの環境社会法によりますと、この住民法そしてこの廃棄物、特に残土処理の部分が大きく影響をしまして、先方の環境社会配慮のほうに照らし合わせてECCの手続が必要ということに相なっている次第でございます。

ほかに、水質の問題が1点ございまして、塩水の遡上、海水が逆流をすると、塩水の遡上範囲の拡大が今回、下流部分を河川の洗浄をすることによって想定されます。ただ、これはまだ調査を行っているものではございませんので、今後調査を行っていく必要があるという点のみ申し添えて、先方に報告をしているものでございます。

ほかの住民生活、工事中の影響、水質等の影響については、特に現時点でご報告させるような重大な問題ということは現時点で報告はされておられません。

次に、スコーピングに対する緩和策というものを簡単にまとめさせていただきます。特に問題と



なっておりますのが、住民移転と廃棄物でございます。住民移転に関しては、住民移転計画、RAP計画の作成というものが必要となっております。そして廃棄物につきましては、残土処理、残土をどのようなスケジュールでどこに持っていくかといった処理計画。そして、途上国で問題となっておりますのは、計画はありますけれども実行がされないという部分も一つ問題としてございますので、確実に残土処理計画とそして実行まで移していけるようにやっていく必要があるという点で、緩和策をまとめさせていただいております。

ほかの点につきましては、特段、スコーピングの部分でも申し上げたとおり問題自体がそもそも小さいものでございますので、塩水遡上の問題は追加で調査を行うとして、ほかの部分の問題に関しては特に緩和策は設けておりません。こちら記載させていただいている、調査または運営指導、あとは公害軽減のための対策の徹底等、簡易な緩和策という形で記載をさせていただいております。次に、モニタリング計画でございます。緩和策のモニタリングの計画でございますけれども、特に住民移転そして残土処理の部分につきまして重点的に申し上げます。

住民移転につきましては、RAP計画、この住民移転計画の中で補償の支払い、または情報公開、異議申し立てプロセス、それぞれRAP計画を立てるに当たって必要な項目がございます。この項目に沿って実施をしていく、モニタリングをしていくという点で現在検討をしている部分でございます。

残土処理につきましては、これはもう残土処理の計画及び現地で実施がされているかというところをチェックすることが重要でございますので、こちらは頻度として月1回程度、施工業者によって実施していくという点で調査結果としてまとめさせていただいております。

最後に、EIAそしてRAP、環境影響調査とそして住民移転計画、この調査を進めていくに当たってどのように行っていくかという点で、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、環境影響調査のTORでございますけれども、今回の調査でも、ある程度基礎的な部分は調査している部分でございますけれども、ただ、今後より専門的な調査を行っていく必要がございますので、例えば、まずベースラインデータの調査といった点が一つ重要でございます。現在の地形、地質、土地利用の状況につきまして、さらに詳しく調査をしていくという点が、ほかの他の案件でも同様にこのベースラインデータ調査を行っているわけではございませんけれども、本件でも同じく実施していくものでございます。特に重要な点としまして、先ほど申し上げたとおり塩水の遡上等調査、こちらは今回の調査で行っておりませんので追加で行っていく必要がございます。

自然環境部分に加えまして、社会状況の調査、環境影響の調査、それぞれEIAに盛り込ま

れている部分でございますので、実施をしております。

同じく、先ほど冒頭で申し上げた代替案の検討、事業を実施しないゼロオプション案も含めて検討をしていくものでございます。ただ、こちらはもう既にドラフトファイナルレポートの段階である程度代替案も出そろいまして、調査結果はほぼ了したという理解でございますので、こちらはもう検討を既に行ったという点でご報告をさせていただきます。あとは、緩和策及びモニタリング計画の策定をしまして、EIA調査の主なTORとしてまとめさせていただいております。

次に、住民移転計画、RAP調査のTORでございます。関連法令の整理、そして社会経済調査、そして住民移転計画、RAP案の作成といった流れで調査項目を盛り込みまして、実施をしていくものでございます。

RAP計画の中で、特に重要になってまいりますのは、住民協議会の開催でございます。特に住民移転問題、または訴訟問題等を解決の場としまして住民協議を開催していくといった方向で考えております。住民協議の場では、RAPだけではなくて、EIAの報告書の説明と先方との協議、全体会議の方式をとりまして、住民の理解を得ながら事業のほうを進めていくといった点で検討をしているところでございます。

最後に、今後の調査のスケジュールでございます。今回、イログ - ヒラバンガン川は我々JICAの円借款事業の対象ではなくなっているということは、先ほどご報告申し上げたとおりでございます。ただ、仮に今後もしEIAやRAP調査を行って事業化を行っていくという案が再浮上した段階では、このようなスケジュールが想定されます。

フィリピンでは、ECC、環境社会影響審査の規定では、15から60営業日で審査の結果が出るということになっております。ですので、ECC審査を合格した後に、ECC、こちらサーティフィケート形式で提出がされます。こちらの発行をもって事業が着手されるといった段階で考えております。順調にいきますれば、調査開始から約7カ月後にはRAP調査、そしてEIA調査ともに終わります。その1カ月前の段階で、ドラフト案の説明を住民協議会で話していくというスケジュールが考えられます。

以上でございます。以上、簡単ではございますけれどもご清聴いただき、ありがとうございます。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、30分程度、ディスカッションということにしたいと思います。

原嶋委員、どうぞ。

原嶋委員 幾つか、ちょっと質問させていただきます。

1つ目がすごく単純な質問で、浚渫浚渫というのは率直に言ってどれくらいもつのか。当然、流量とかいろいろなことによって左右されるので、一概には言えないと思うんですけども、どのくらい長期的にもつことを見込んでいらっしゃるのか。

2つ目が、住民移転の補償の主体について、パワーポイントの資料ですと移転実行委員会という組織から出ていますけれども、本文のほうですと、公共事業省がイニシアチブをとるようなルールになっているかのような印象を受けて、その中に移転実施委員会というのがあって、その関係がわからないので、ちょっと補足していただきたい。

3点目が、住民移転に関連して既に390人というが想定されている。この中にはいわゆる非正規の移住者が含まれているのかどうか教えていただきたい。

4点目が、河川改修とか堤防とかで掘削なんかもあって、イログ - ヒラバンガン川の漁業の影響はないか。特にパワーポイントの資料ですと、15%は漁業に従事しているというようなことがありますけれども、どこの資源に依存しているかこれだけではわかりません。かなり河川をいじるので、水生生物に対する、そんな貴重種がいるかどうかは別として、普通にとる漁業資源に影響がないわけではないと思います。漁業資源と、当然、漁業に携わっている方の生計に対する影響ですね、住まいはともかくとしてですね、これについてちょっと見た限りでは出ていません。全くないのかもしれないけど、今聞いている限りではないとは思いいくんです。当然、イログ - ヒラバンガン川の下流にも影響するのかもしれませんが、その漁業影響について、事実関係を把握している限りで教えていただきたい。

小林 ありがとうございます。

ちょっと技術的な部分も含みますので、今日、調査を実施しました建設技研インターナショナル株式会社のコンサルタントの皆様へ、ご助力をお願いしたいと思います。

まず、ちょっと長期的な浚渫の規模につきまして、鈴木さんのほうからお願いしてもよろしいですか。

鈴木 この調査を実施いたしました建設技研インターナショナルで、実際に河川構造物のほうの調査を担当いたしました鈴木と申します。よろしく願いいたします。座って話させてもらってよろしいでしょうか。

まず、1点目の特に構造物に関するご質問に対してご回答したいと思います。

まず、委員の方からありました1点目のご質問の、浚渫したらどのくらい効果もつのかというものですけれども、今回の調査の中では、いったん掘ったら、かなり浚渫効果が持つだろ

うというふうに考えております。それはコンクリート構造物のように30年もつということは考えておりませんが、10年はもつというふうに考えております。

ただし、上流の森林の、フィリピンは特に森林の崩壊等が激しいところでございまして、その辺も実は本説明資料中ではご説明はしていないのですが、流域一体となった非構造物対策として、流域保全を提案しておりますので、その中のそれがうまくいけば、もちろん浚渫した効果というのはかなり長く続くと思っております。

ですから、ご回答になっているかどうか分からないのですが、上流の土砂生産をちゃんと管理するというを前提にすればもつと想定しております。ただし、荒廃がどんどん進んでいけば、土砂がどんどん河口のほうに低平地にたまっていきますので、それはもちろんすぐにたまってしまうというところで、総合的に、これはJICAさんもいろいろな治水計画をやっておりますように、現在、総合治水対策と日本でもかなりやられています、そういったものを今回も提言しておりますので、そういったものから、もちろん住民の方と上流の方も中心となって非構造物対策も一緒になって提案しているということでございます。

それから、それ以外は環境のほうですけれども、不足があったらまた環境担当の方からご説明があると思うのですが、まず、3点目のほうの390名、75世帯の非正規か正規居住者かというご質問ですが、ほとんどが非正規、もちろん今の河川沿いに堤防をつくりますので、ほとんどが非正規居住者の方です。

4点目の漁業資源への影響ということですが、これは実際に川の中で漁業をしているわけではなくて、発表した資料の中の写真が載っております案件概要2-2の資料の中の、海のほうにフィッシュポンドを設けてそこでやっておりますので、実際に工事のときに浚渫したり掘削したりして濁り水が出て、それがずっと流れて海のほうまで行ってフィッシュポンドに入ってしまう可能性はないことはないと思いますけれども、きちんとした対策をとれば影響は少ないというふうに判断しております。

今井 この調査で環境社会配慮の担当をいたしております、日本工営の今井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、ご質問にありました2点目の住民移転について、DPWHがイニシアチブをとるのか、移転実行委員会がイニシアチブをとるのかという点ですが、今回、DPWHのガイドラインによりますと、結論から言うとDPWHが主体的にこういうRAPだとか交渉だとかをやっていきます。ただし、DPWHが独断にならないように、市や町の役所を入れて移転実行委員会というのをつくって、例えば住民が異議申し立てする場合はそこを通して異議申し立てを

するというようなシステムになっております。

以上です。

村山委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

基本的なことを2つほどお伺いしたいんですけども、1つは手続的なことで、本来、有償の準備調査はスコーピング段階でコメントを出すということだったんですが、今回はスコーピングの後に多数の住民移転が発生するということが明らかになったので、この段階で議論するという理解でよろしいですか。

はい、わかりました。

それから、もう1つは、今回ご紹介いただいた川については、住民移転がかなり発生するということから、実際の有償の案件にはなさないということですね。それは我々の立場としては一理あるというふうに思うんですが、ちょっと見方を変えると、堤防をつくらないといけないうようなところに多数の方がいらっしゃるといのは、その地域にとってはそれこそ問題であって、何らかの対策をとるべきではないかなという気が一方でするわけですね。

これは工場とか発電所を建設して、そこに影響を受ける人たちがいるから移転してくれという話とはちょっと違う側面があるような気がするんです。言い方をかえると、放っておけば堤防の工事を行うような場所に結構被災するような人たちが住んでいるということですよ。だから、それに関して今回事業から外してしまうということが果たしていいのかどうかということなんです。何らかの対策をとったほうが、たとえ不十分であってもいいんじゃないかという気がします。これは今日の話とは直接的に関係ないかもしれないんですけども、そのあたりの考え方はいかがですか。

小林 お答えします。

まず、今回の事業の方針でございますけれども、住民移転の関係がございますので、円借款の対象からは外すということで、現在のところは議論がまとまっているところでございます。

今回、我々が行ってきた調査自体はそのまま残るわけでございますので、これを利用してフィリピン側がまた独自で、我々のアドバイザー業務を受けながら実施していくということを我々妨げているわけではございませんので、まず、そういった点で事業が完全にストップするという、望みを我々が断つということではございませんので、その部分をまず補足をさせていただきます。

といった点を踏まえて、確かにおっしゃるとおり、どこの国でもそうですけれども川の堤防

沿いに最も貧しい方々が住まわれていると、その方々を無視して果たしていいものなのかという点はおっしゃるとおりでございます。ですので、ちょっとこのあたり、調査団のほうから、DPWHがどう考えられているかというところを、もし議論の中で共有できる点があればご報告いただきたいんですが。

松本 建設技研インターナショナルの松本と申します。

今のお話、どういうふうに答えていいのか難しいところがありますが、今、JICAの小林さんがおっしゃられたように、フィリピンの土地利用というのは大体その農地、平地に人が集まってなされている。特に、水を求めてどうしても川沿いに人が住むというのは自然の状態。昔から、ある程度古くからちゃんと生計が成り立っている人々というのは、当然安全な地帯に住んでいるわけですがけれども、後から地方から、都市部に来た人、ほとんどその貧しい人たちというのは、どうしても川沿いのところに危険な地域にしかもう空き地がないということで住まざるを得ない。

これについては、フィリピン政府がずっと何とか対応していかなきゃならないということで今のところは、どちらかと言えばその状態が非常に顕著なメトロマニラ、ここにはいわゆる非正規居住者がものすごく張りついていまして、そのために一度、この前も洪水があって何百人という方が亡くなっている。そういう事態はしょっちゅうありますので、やっぱり重点的に、ものすごく多くの人がかかっているところを守っていこうというのが大きな話としてございます。

それをやろうとしたときに、一方でなかなか事業が進まないというのもございます。そういう人たちをちゃんと移転させていこうとしたときに、今までメトロマニラで私どもはいろいろなプロジェクトをさせていただいているんですけども、そのたびに土地収用の問題、住民移転の問題が、ずっと事業の促進の妨げに妨害になりまして、結局、工事期間が来たけれども工事が中途半端に終わってしまったというふうな状況もいろいろございまして、今回、そのセクターローンでは、そういうふうな問題も踏まえて用地の問題、それから事業の促進をうまく進めていこうというところで、このセクターローンというのが考えられたんですけども、一方で、セクターローンを早くするためには、そういうところにちょっと余り手をかけていられないというのも一つございまして、今回、スタート時点におきましては、割とスムーズに事業が進められるところからやっけていこうと。

そのために、今回はイログ - ヒラバンガン川外れたんですけども、当然、相手方政府に対して、重要な地域であるというのはもう我々認識しているところですから、積極的にアドバイスして、彼らなりの資金を使ってもらおうとか、環境審査をどんどん進めていって対応していた

だくというふうなことで、これはD P W Hも考え方は基本的には同じかなというふうに考えております。

ちょっと答えになっていないんですけれども、そういうふうに貧しい人たちを無視しているわけじゃなくて、とりあえずやれるところをなるべく早くやっっていこうというのが一つの考え方です。

村山委員長 ありがとうございます。

もう1点、今の点に関連してなんですけど、地元の方々はどういうふうに考えておられるかということで、既にスコーピング段階にE I AとR A Pに関する協議をされているということなんですけど、このあたりで今のような話について出ていますでしょうか。

松本 すみません、ちょっとこれ非常にセンシティブな話であるんですけれども。

昔から住んでおられる住民というのは、あそこの洪水被害というのは何遍も経験してまして、私どももそれこそ1980年ごろに一度開発調査をやらせていただいて、そのときにはほかの理由というかキドナッピングがございまして、セキュリティーの問題から調査を中断したことがございます。

その当時から、常にこの河川については抜本的な治水事業をやってもらいたいというのは、住民総意そのものとしてあります。ただ、個別のそういう細かい話になりますと、やっぱり影響を受ける人たちの意見というのは無視できない話ですし、特に最近になって、こういう環境の社会影響に対してもものすごく大きな焦点が当てられているこの状態において、なかなか、昔のようにマルコス政権だったらボンとやっていた時代があったかと思うんですけれども、最近はそのようなことでは進められない。やっぱりきっちり理解されて、お互いに納得の上でしかその事業が進められないという状況かなと思いますけど。

村山委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

米田委員、どうぞ。

米田委員 1点、法的な扱いのところちょっと教えていただきたいんですが。

ここは河川敷ということで、フィリピンにおいては河川法といったものがあると思うんですけれども、ちょっと資料の10ページにはそれが入っていないようなんですけれども、要するにこの河川の扱いの中で、まず河川の定義といいますかそれがどのようになっていて、それで今回この調査といいますか事業対象とされるあたりのところが、その河川の定義との関係でどのような位置づけになっているか。

要するに、ちょっと今のお話とも関係するんですが、もともと河川の定義の中にこの住民がもう居住している形なのか、あるいはそうじゃないのかという、ちょっとそこを教えてくださいなと思っています。

鈴木 回答いたします。

まず、フィリピンの法律的なご質問が2つほどあったと思いますので、まず1つ目のフィリピンの法律の扱いですけれども、フィリピンではきちんとした河川法というものはございません。水法という法律がございまして、その中でひとくくりに水域に関しての決まりがございまして。その中では、水際線から何メートルは官地ですという書き方になっておりまして、それが山間地、農地、都市として分かれております。

2つ目のご質問の、今回のイログ - ヒラバンガン川に関する移転の対象者の方ですけれども、移転の対象者の方はこの法律に基づきますと、住んではいけないところにほとんどの方が住んでいらっしゃると思います。つまり、堤防は河川のところに建てますので、そこにいらっしゃる方というのは、基本的にはこの水法というものに従いますと、違反されて住まわれている方がほとんどであらっしゃいます。

村山委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 浚渫するということで、水質については問題ないという説明でしたが、川の底の泥についても問題ないということは確認できているのでしょうか。

今井 底質の生物という、おっしゃる意味でしょうか。

野村委員 そうではなく例えば重金属だとか。心配しているのは、浚渫すれば、底に沈んでいたものが舞い上がって下流に流れていく、あるいは浚渫した泥を捨てるときに、有害廃棄物の処理という形で処理場を考えなきゃいけない。そうした心配はあるのかなという趣旨です。

今井 お答えいたします。

今回はそのことを調査の中でも心配しておりまして、特に掘削土砂が出る可能性がありました。ですので、そこでの底質をサンプリングいたしまして、重金属の調査をいたしております。水銀、砒素、カドミウム、クロミウム、鉛、それからシアン、これについて調査をいたしておりますけれども、特に問題があるような結果とはなっておりません。

村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。



長谷川委員 今後の日本側としての環境配慮の方向性なんですけれども、先ほど来おっしゃっているように円借款対象でなくなったので外すということで、ただ、今後もほかの2河川があって、そちらも含みながらいろんなアシスタントをしていくと思うんですけれども、この今の対象になっている円借款でなくなった河川に対して、ここまでいろんな提案、環境配慮上出してきたわけですね。この先の、より具体的なE I Aへのかかわりとか、あるいはそういった意味でのアシスタントとか、それはもうこの時点でほぼストップしてしまう。将来、円借款対象になったときに、再度それを開始する。その辺はどういうつながりがあるのか、その辺をちょっと教えてください。

小林 お答えします。

北川さん、今後の方針について、基本的には円借款をもう打ち切りということですので、打ち切りというかやらないことになりますので、環境審査に関しても同じくやらないという理解でよろしいですか。

北川 本件のイログ - ヒラバンガン川に限って。

小林 イログ - ヒラバンガン川に限ることですね。

北川 はい、検討はしないと思います。

小林 円借款対象から外れますので、そうすると、我々J I C Aの環境社会配慮カテゴリーに照らし合わせ必要もございませんので、そうすると、我々のE I A調査からも外れてくると。

ただ、一方で、フィリピンローカルの予算でやる場合には、そのフィリピンローカルの関係でE C Cの取得、サーティフィケートの取得が必要になってまいりますので、それを自分たちで取得するように進めていくということが想定をされます。

長谷川委員 ちょっとこのやり方については、余りよくわからないんですけれども、事業化するかどうか、円借款も含めてですね、そういうことが明らかになっていようがなかろうが、特に開発調査の場合には、結構、相手国政府がやるE I Aにかなり深く入ってお手伝いしてきましたよね。その後、ほかのドナーがそれを取り上げるか、あるいは引き続き日本が円借款でやるか、いろんなパターンがあると思うんですけれども。今回は最初から円借款を見込みながら、この時点でそれなくなったから、配慮もここですばっと切ると、そういうやり方で後々何か大丈夫かなという気もするんですけれども、よろしいんですかね、よくわかりませんが、そこが。

小林 もし何か、北川さん、お考えがあれば。大丈夫ですか。

落合 そもそも今ご指摘のあった開発調査の場合は、調査結果を事業化するかどうかは不明

であるものを実施しています。今回の調査では、あくまでも円借款にりより事業化するというところから始まっておりますので、環境影響評価を行うかどうかは、本件イログ - ヒラバンガン川を取り扱うかどうかという観点で検討するべきです。従って、同河川を借款事業の対象から外すということであれば、環境影響評価を実施する必要はないという考えになると思います。

杉本課長 ただ、そうは言っても、もう調査の後半のところではいろいろと影響があるというところが見えてきましたので、調査の期間なりもあって、フルにカバーできないにせよ、今後の方向性ということでは、スライドの後半で示させていただいたようなところを相手側にも示して、今後取り組んでいくとすればこういった形でやっていくのが望ましいということは最低限先方に伝えたいというところです。

村山委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 それでは、浚渫した土砂のいわば扱いは、フィリピンの場合にはどのような……、廃棄物になるのでしょうか。それは、埋め立て処分場のようなものに処分する、そういうものはもう手当てはされているのでしょうか。

小林 今の想定では、廃棄物処理と申しますか、住宅地形成のために下の地盤形成という形で使っていきたいという方針で現在のところ考えています。

もし鈴木さん、補足があれば。大丈夫ですか、よろしいですか。

村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、このあたりでこの案件については終わりにしたいと思います。

それでは、この案件についてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

小林 どうもありがとうございました。

村山委員長 それでは、審査会としては今日これで終わりになります。あとは説明会ということで2つ案件がありますので、よろしく願いいたします。

午後3時59分閉会